

保護者様へ

令和7年度 就学援助の申請について（お知らせ）

筑後市では、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校で必要な費用（学用品費・給食費等）の一部を支給する就学援助制度を実施しています。

令和7年度に受給を希望される方は、下記のとおり申請を行ってください。（就学援助の申請は、毎年度必要です。令和6年度に就学援助を受けていた方で、引き続き令和7年度の援助を希望される場合は申請を行ってください。） なお、4月に筑後市立、または国・県立の小・中学校に入学予定のお子様の保護者がいる場合は裏面を確認して申請をしてください。

1. 対象者

“筑後市に住民票があり、筑後市立または国・県立の小・中学校に在学している児童生徒”の保護者で、次に該当する方（所得制限などの条件があります。）

- ・生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる方
- ・保護者の死亡・離別・離職など特別な事情があり、生活状態が急激に悪化した方
- ・その他、教育委員会が特に必要と認める方

2. 援助の内容

- * 学校給食費 * 修学旅行費、校外活動費の一部 * 学用品費及び通学用品費 等
- * 4月に小・中学校に入学予定のお子様の保護者の方は、新入学学用品費 等

※援助費については申請月から対象となりますが、振込については7月以降の予定です。

3. 受付期間

令和7年2月3日（月）～令和7年4月30日（水）

（上記の期間の後も、随時申請は受け付けますが、年度途中からの認定になる場合は、申請をした月からの適用となりますのでご注意ください。）

※ 申請に対する判定結果は、令和7年6月にお知らせします。

※ 新入学（新小1、新中1）の方がいる場合は、裏面をご参照ください。

4. 申請手続き

【申請場所】・・・筑後市教育委員会 学校教育課（筑後市役所 東庁舎3階）

【提出書類】・・・申請書類は、筑後市教育委員会学校教育課、各小・中学校に準備しています。

- (1) 就学援助（新入学児童生徒学用品費）申請書
- (2) 就学援助費からの校納金控除同意書および就学援助費受領口座報告書

【申請に必要なもの】

- (1) 振込み希望口座の名義、口座番号がわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）
- (2) 申請者ご本人の確認ができるもの（運転免許証 等）

(3) その他書類（次の①～③に該当する方のみ）

- ① 賃貸物件に住んでおり、家賃に係る控除を希望する方（控除を希望しない場合提出は不要）
 - ・賃貸借契約書の契約者名義と家賃が記載されたページ（写し可）

【裏面あり】

② 令和7年1月1日時点で、他市に住民登録があった方（他市町村から転入された方）

- ・提出書類：令和7年1月1日時点でお住まいだった市町村で発行した、令和7年度（令和6年の収入等が記載されたもの）の所得課税証明書（令和7年6月にご提出ください。）

⇒ 令和7年6月ごろに発行可能となりますので、具体的な発行可能時期は以前お住まいであった市町村へお尋ねください。

※【所得課税証明書とは】・・・証明する年の1年間の収入、所得額、所得の内訳、各種控除額、扶養人数など所得と所得控除に関する事項に加え、市県民税の税額に関する事項も記載された証明書です。原則として証明する年の1月1日時点の住民登録地で発行されます。

③ 特別な事情(保護者の死亡・離別・失業)により、生活状態が急激に悪化した方

- ・提出書類：離職票など、現在の状況を証明する書類

令和7年4月に小学校・中学校に入学予定のお子様の保護者様へ

新入学児童生徒学用品費の入学前支給のお知らせ

【対象】令和7年1月に筑後市に住民票があり、令和7年4月に筑後市立、または国・県立の小・中学校に入学予定の児童生徒がいる保護者

【注意】次のいずれかに該当する場合は、新入学児童生徒学用品費の「入学前」支給の対象にはなりませんのでご注意ください。

- ※ 判定の結果、不認定となった方
- ※ 令和7年3月末以前に筑後市外に転出される場合
- ※ 令和7年4月に筑後市立または国・県立の小・中学校に入学されない場合
- ※ 上記に該当し、新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けたときは、返還していただくこととなります。（該当する可能性がある場合は、申請を行わないでください。）

◆受付期間

令和7年1月7日（火）～令和7年1月31日（金） ※期日厳守

※上記の受付期間中に新入学児童生徒学用品費（入学前支給）の申請をされない場合でも、令和7年度の就学援助に該当し、4月からの認定となった場合は入学後（6月以降）に支給があります。

◆支給内容

- ★支給予定額・・・小学校入学予定のお子様 57,060円
中学校入学予定のお子様 63,000円
- ★支給時期・・・令和7年3月下旬（認定者のみ）
- ★支給方法・・・保護者様の口座に直接振り込みます

◆申請手続き

※表面に記載の令和7年度の就学援助の手続きに準じます。

ただし、令和6年1月1日時点で、他市に住民登録があった方は、その時点でお住まいだった市町村で発行した、令和6年度（令和5年の収入等が記載されたもの）の所得課税証明書が必要です。